

「人道主義」とアフリカ人の結婚制度： 原住民保護協会（APS）を事例として

外国語学部 大澤 広晃

はじめに

19世紀末から20世紀初頭にかけて、世界は列強諸国が植民地獲得競争にしのぎを削る帝国主義の時代に入ったとされる。アフリカ大陸は、帝国主義的領土拡張の主要な舞台の一つであった。ヨーロッパとアフリカは長きにわたり接触と交渉の歴史を紡いできたが、19世紀後半に至るまでアフリカにおけるヨーロッパの拠点は南部地域を例外としてほぼ沿岸部に限定されていた。ところが、19世紀末のいわゆる「アフリカ分割」は、アフリカとヨーロッパの関係を大きく変えた。20世紀初頭までに、アフリカ大陸は一部の地域を除いてヨーロッパ諸国の支配下に組み込まれることとなった。

イギリスは、「アフリカ分割」に参加したキー・プレイヤーの一つであった。19世紀の覇権国家であるイギリスは、1880年代のエジプト占領とベルリン西アフリカ会議を契機として、アフリカ大陸での植民地支配を急速に押し広げていった。アフリカ北東部、東部、西部では、沿岸地域から内陸へと徐々に支配領域を拡大し、南部においては、ケープ植民地を拠点にアフリカ人やブール人らの抵抗を斥けつつ植民地化を推し進めた。帝国支配が拡張する過程では、政治的思惑や経済的動機など多様な要因が複合的に作用していたが、文化もまた重要な役割を担っていた。とくに、「野蛮」なアフリカに「文明」をもたらす必要性を説く「文明化の使命論」は、白人によるアフリカ人支配を正当化する言説として帝国支配を思想的に支えた。

イギリス帝国の拡大に対して、アフリカに住む人々はさまざまな反応を示した。確かに、自らの地位と権威を守るため、あるいは、新奇な西洋文化に興味をかきたてられ、列強諸国の進出を受け容れる人々もいた。だが他方で、帝国の拡大は抵抗や反発を引き起こさずにはいない。アフリカ人たちは、あるいは武器を取り、あるいは言論によって、あるいは罷業や非協力などの手段を用いて、植民地主義に対峙した。加えて、「支配をする側」のイギリス社会内部でも、過度の抑圧や搾取を伴う植民地支配のありように異を唱え、それらを批判する者たちもいた。イギリス史研究において、こうした立場はしばしば「人道主義」という言葉で表現され、それを唱道する人々は「人道主

義者」と呼ばれる。筆者はこれまでさまざまな媒体で「人道主義」について論じてきたが¹、改めて筆者なりに「人道主義」を説明するならば、それは「自国あるいは他国の植民者・植民地支配体制のもとで従属異民族が過度の抑圧を受けているとされる状態を批判し、その救済を主張するとともに「公正な」植民地統治の実現と被支配民の福利の増進を求める立場」と定義されるだろう。

「人道主義」は近年のイギリス帝国史研究で高い関心を集めており、関連する研究成果が数多く公刊されてきている²。そこで明らかにされてきたのは、帝国支配に対する批判と支持双方の論理を内包する「人道主義」の複雑な言説構造である。すなわち、「人道主義」を唱えた人々は、一方では非白人に対する過度の物理的抑圧や経済的搾取を糾弾し、白人＝非白人関係の是正を訴えた。だが、他方において、彼・彼女らは、非白人をそうした抑圧や搾取から保護するためにロンドンの本国政府が主導する中央集権的な帝国統治を提案したり、非白人の福利を高めるための方策として「文明化の使命」や経済・社会分野における「開発」の必要性を唱えたりしていた。こうした主張はむしろ帝国支配を積極的に肯定する側面を持ち、それゆえに「人道主義」の旗印はしばしば帝国の拡張を正当化する人々によっても利用されることとなった。1899年に南アフリカ戦争が勃発した際に、当時のイギリス首相ソールズベリや植民地相チェンバレンは、この戦争の主目的は敵対するブール人のもとで苛烈な扱いを受けているアフリカ人を保護し救済することだと述べて「人道主義」の観点から開戦を正当化したが、これはそうした事例の一つである³。「人道主義」は、個別の植民地政策に対する批判の論理となる一方で、異民族の福利の向上にも絶えざる配慮を示す「慈愛に満ちた帝国」というイギリスの自己表象を支えるイデオロギーとしても機能していた。その意味で、「人道主義」は帝国イギリスの主要な政治文化であり、その統治

1 例えば、大澤広晃「宗教・帝国・「人道主義」—ウェズリアン・メソディスト宣教団と南部ベチュアナランド植民地化」、『史学雑誌』第122編第1号、2013年、1-35頁；同「長い19世紀におけるイギリス帝国と「人道主義」—研究の動向と展望」、『アカデミア 人文・自然科学編』第9号、2015年、115-133頁；同「「人道主義」と南アフリカ戦争」、『歴史学研究』第932号、2015年、24-35頁；同「戦間期イギリスにおける「人道主義」と南アフリカ問題—反奴隷制および原住民保護協会の活動を中心に」、『アカデミア 人文・自然科学編』第12号、2016年、149-169頁。

2 「人道主義」に関する近年の研究動向については、以下を参照。Rob Skinner and Alan Lester, 'Humanitarianism and Empire: New Research Agendas', *Journal of Imperial and Commonwealth History* 40: 5 (2012), pp. 729-747; Abigail Green, 'Humanitarianism in Nineteenth-Century Context: Religious, Gendered, National', *Historical Journal* 57: 4 (2014), pp. 1157-1175; 拙稿「長い19世紀におけるイギリス帝国と「人道主義」」。

3 拙稿「「人道主義」と南アフリカ戦争」、24-25頁。

理念でもあった。

本稿の目的は、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのイギリスにおける「人道主義」の一側面を、当時の代表的な「人道主義」団体の一つであった原住民保護協会（Aborigines Protection Society: APS）の活動に即して明らかにすることにある。具体的には、南アフリカ（以下、南ア）を対象に、APSがそこでのイギリス植民地支配のあり方にいかなる姿勢を示したのかを検討する。当該時期のAPSが南アの植民地化をどのように認識していたのかについては、いくつかの先行研究がある。まず、H・C・スワイスランドの未刊行博士論文は、APS関連文書を網羅的に検討し、その会員構成や活動方針の概要を示すとともに、とくに南アにおけるアフリカ人と白人植民者の関係やイギリスの帝国政策に同協会がいかなる見解を示したのかを明らかにした⁴。一方、R・スキナーは、南アにおけるアパルトヘイトの展開とそれへの反対運動の形成を主題とした著書において20世紀初頭のAPSの活動に言及している。そこでは、アフリカ人を白人植民者の搾取から保護するための手段としてAPSが前者と後者の居住領域を分離すること、すなわち隔離を支持していたことが指摘され、20世紀初頭における「人道主義」と南アにおける隔離イデオロギー出現の相関性が析出された⁵。最近では、D・A・ロリマーの著書が、帝国主義の時代における科学と人種に関わる議論の文脈でAPSが南アにおける白人と非白人の人種関係およびそこでの帝国支配のあり方についてどのような姿勢を示していたのかを分析している⁶。また、筆者も、前稿で南ア戦争期におけるAPSの主張を分析し、当時における多様な「人道主義」の言説とその帝国主義との関係を解明しようとした⁷。

以上のように、19世紀後半から20世紀初頭の時期におけるAPSの活動とその南ア植民地支配への対応については徐々に研究の蓄積が進みつつある。だが、先行研究では十分に検討されていない論点も多い。例えば、先行研究は「人道主義」をより広い歴史的文脈に位置づけて理解しようとする姿勢に乏しかったと言える。「人道主義」と呼ばれる思想・実践には、確かに通時的に見られる特徴はある。しかし、それらが具体的にどのような主張や行為として顕在化するかは時と場所により異なっていた。

4 H. C. Swaisland, 'The Aborigines Protection Society and British Southern and West Africa', unpublished D. Phil. diss. (Oxford, 1968) .

5 Rob Skinner, *The Foundations of Anti-Apartheid: Liberal Humanitarians and Transnational Activists in Britain and the United States, c. 1919-64* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2010), ch. 1.

6 D. A. Lorimer, *Science, Race Relations and Resistance: Britain, 1870-1914* (Manchester: Manchester U. P., 2013), ch. 7.

7 拙稿「「人道主義」と南アフリカ戦争」。

例えば、これまでも指摘され、また、本稿でも詳述するように、19世紀の「人道主義」の言説と20世紀のそれとでは、共通点もある一方で相違点も多い。思想や実践の様態は真空のなかで独立して形成されるのではなく、それぞれの時代に流通していたさまざまな規範や価値観の影響を受けてその具体的な形が定まる。そうであるならば、「人道主義」の歴史的特徴を理解するためには、それを同時代のさまざまな思想潮流との関係で把握することに努めなければなるまい。本稿は、19世紀後半から20世紀初頭にかけての「人道主義」をより広い歴史的文脈に位置づけて考察することを意識しつつ、その具体的な主張や帝国支配との関係を検討していく。

第二に、既存の研究は、APSが南アのアフリカ人社会におけるジェンダー関係にどう向き合ったのかという問題に対する関心が希薄であった。ジェンダー関係はあらゆる社会制度や文化規範の根幹に位置しており、植民地支配にあたっては「支配する側」も「支配される側」のジェンダー関係に大きな関心を寄せていた。実際、被支配住民のジェンダー関係を規制することは、植民地支配の最も重要な課題の一つであったと言える⁸。にもかかわらず、アフリカ人社会のジェンダー関係にAPSがどのような態度を示したのかを分析した先行研究は、管見の限りでは見当たらない。よって、本論では、APSの「人道主義者」らが先住民社会のジェンダー関係をどのように認識していたのか、また、そうした認識がいかに変化したのかを、アフリカ人の結婚制度という問題を軸に検討する。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、19世紀後半から20世紀初頭の時期において、APSが南アにおけるアフリカ人社会の結婚制度をどのように認識していたのかを検討する。ここでは1880年と1903年の二つの史料に注目して、それぞれの時代におけるAPSの言説を分析する。第2章では、世紀転換期にアフリカ人社会の結婚制度に対するAPSの認識が変化した要因を、当時APSの書記を務めていたH・R・F・ボーンの言動に即して考察する。その際、ボーンをより広い歴史的コンテクストに位置付け、それを同時代のさまざまな思想潮流との関係で理解することに努める。むすびでは、本稿が対象とする時期におけるAPSの「人道主義」の特質を指摘したい。以上の考察を通じて、19世紀後半から20世紀初頭のイギリスにおける「人道主義」について新しい知見を提供することが本稿の目的である。

8 例えば、以下の研究を参照。Catherine Hall, 'Of Gender and Empire: Reflections on the Nineteenth Century', in Philippa Levine (ed.), *Gender and Empire* (Oxford: Oxford U. P., 2004), pp. 46-76.

1 APSとアフリカ人の結婚制度：19世紀後半から20世紀初頭にかけて

(1) 19世紀後半のAPSとアフリカ人の結婚制度

1880年3月、APS書記のF・W・チェソンは植民地大臣に宛てて1通の書簡を送付した。そこでは、当時の南ア情勢に関するAPSの現状分析と提言がしたためられている。1870年代から80年代にかけての南アでは、先住のアフリカ人、植民地支配の拡大・強化を目指すイギリス、東北部に独自の共和国を打ち立てていたブール人の間で対立が激化し、各地で戦争や武装蜂起が相次いだ。APSは、アフリカ人勢力を打ち破った白人植民者らが先住民を労働者として使役する事例や、治安維持の名目でアフリカ人から武器を没収しようとする植民地政府の政策などを列挙したうえで、先住民に対する不当な抑圧や搾取を改め、「より慈悲深く、分別のあるやり方」で法を執行するよう⁹イギリス政府に要請した。この書簡の主旨は、先住民らを抑圧、搾取しようとする白人植民者らの動きに警鐘を鳴らし、そうした行為に対してイギリス政府が厳格な態度で臨む必要性を説くことにあった。だが、その観点からすると、同書簡の末尾の部分はやや異色な内容を含むものとなっている。というのも、APSはそこで当時イギリスの植民地であったナタールに言及し、同植民地に住むアフリカ人の間で婚資と一夫多妻制に基づく結婚制度がいまだに存続していることを指摘し、それを規制することを求めているからである。すなわちここでは、APSは自らの批判の矛先を白人植民者ではなく、アフリカ人に向けているのである。本節が注目したいのはまさにこの部分であり、以下では19世紀後半においてAPSがアフリカ人の結婚制度をどのように認識していたのかを検討する。

本論に入る前に、上述の書簡で言及されたアフリカ人の結婚制度とナタール植民地について一瞥しておく必要があるだろう。まず、アフリカ人の結婚制度について。南アのアフリカ人社会には、特有の性別役割分業が存在していた。そこでは、女性が食料生産と家事労働を、男性が牧畜を担っていた。婚姻に際しては、男性が妻となる女性の父親や親族に家畜(とくに牛)などを婚資として贈与する慣行があった。これは、農業や家事労働とともに子どもを産み育てる役割を担う女を、男が家畜と交換して獲得することを意味していた。アフリカ人社会は一夫多妻制社会であったので、家畜を多く所有する男性、すなわちより多くの婚資を支払うことができる男性はより多くの妻を娶ることができ、そのようにして獲得した女性を用いてより大きな土地を耕しより多くの子孫を残すことができた。それゆえ、家畜は富の源泉であり社会的地位の象

9 The National Archives (TNA), CO48/498, APS to Colonial Secretary, 6 Mar 1880.

徴でもあった¹⁰。

こうした社会構造はしかし、植民地支配の拡大とともに揺らぎ始めた。そのひとつのきっかけとなったのは、税である。植民地政府は統治に必要な経費を捻出するために支配下に組み込んだアフリカ人たちに課税を始めたが、アフリカ人、とくに男たちは納税に必要な貨幣を稼ぐために白人雇用主のもとで出稼ぎ労働に従事するようになった。夫や父親が出稼ぎ労働で不在の間は、女性が担うべき役割が増えその労働負担は増大した。さらに、アフリカ人社会が植民地の経済ネットワークに取り込まれるようになると、婚資が家畜以外の商品や現金に変化したり、婚資としてより多くの数の家畜を求められたりするようになった。その結果、女は特定のモノと交換される「商品」としての性格が強まる一方、男は結婚に必要な婚資を獲得するために出稼ぎ労働にますます依存するようになっていった¹¹。

次に、ナタール植民地について。南ア南東部に位置するナタールは1843年にイギリスに併合された。その後、イギリス系を中心とする白人入植者の数が徐々に増加したが、先住のアフリカ人が植民地における人口の圧倒的大部分を占め続けた。こうした人口構成のもとで、ナタールは独自の先住民統治制度を構築していくこととなった¹²。

10 Jeff Guy, 'Gender oppression in southern Africa's precapitalist societies', in Cherryl Walker (ed.), *Women and Gender in Southern Africa to 1945* (Cape Town: David Philip; London: James Currey, 1990), pp. 34-42; アイリス・バーガー、E・F・ホワイト（富永智津子訳）『アフリカ史再考—女性・ジェンダーの視点から』未来社、2004年、30-31頁。もっとも、南部アフリカでは植民地化以前から婚資の形態が多様であったことも指摘されている。網中昭世『植民地支配と開発—モザンビークと南アフリカ金鉱業』山川出版社、2014年、166-170頁。

11 Guy, 'Gender oppression', pp. 43-4; バーガー、ホワイト『アフリカ史再考』、64頁；網中『植民地支配と開発』、170-172頁。なお、アフリカ植民地における徴税制度については、次を参照。L. A. Gardner, *Taxing Colonial Africa: The Political Economy of British Imperialism* (Oxford: Oxford U. P., 2012) .

12 David Welsh, *The Roots of Segregation: Native Policy in Colonial Natal, 1845-1910* (Cape Town: Oxford U. P., 1971), ch. 1. もっとも、近年の研究では、こうした制度はあらかじめ綿密に計画されていたというよりも、植民地当局とアフリカ人の接触・交渉の過程で徐々に構築されていったと指摘されている。この点については、例えば以下を参照。T. V. McClendon, *White Chief, Black Lords: Shepstone and the Colonial State in Natal, South Africa 1845-1878* (Rochester: University of Rochester Press, 2010) .

まず、ナタールに居住するアフリカ人は「部族」¹³に分類され、指定された領域（リザーブ）に居住を制限された。アフリカ人はそれぞれの部族の「チーフ」¹⁴を通じて支配され、すべての「チーフ」の最上位には植民地行政の長である総督が「最高チーフ」として君臨した。次に、リザーブに住むアフリカ人に対しては「慣習法」が適用されることとなった。慣習法は植民地の白人住民に対して適用される法律とは異なる法体系として認識された。白人とアフリカ人を居住領域および制度において分離するやり方は、のちの人種隔離政策の原型と言われることもある。

もっとも、19世紀という時代にあっては、ナタールのアフリカ人統治制度は白人社会内部からの批判に晒されることも多かった。最もよく聞かれたのは、それがアフリカ人の「野蛮な」文化を温存し「文明化」と「キリスト教化」を妨げているという主張であり、その急先鋒に立ったのはキリスト教宣教師たちであった。彼らは、アフリカ人の社会規範と文化的な営みを異教的なものとみなしており、それらをキリスト教と西洋文明で置き換えることを自らの目的としていた。この観点からすると、ナタールの統治システムはアフリカ人たちが慣習法に基づき従来の生活様式を維持することを許容しており、先住民らが西洋文明やキリスト教を学び取ろうとする意欲を弱め、結果として宣教活動を妨げていると考えられたのである。ところで、宣教師たちがアフリカ人の社会制度を批判する際に頻繁に言及したのが、その結婚制度であった。例えば、宣教師たちは、妻を娶るときに牛などの家畜を贈与する婚資の慣習について、これを家畜と女性を交換する「人身売買」だとして厳しく批判していた。同様に、アフリカ人社会で見られた一夫多妻制も指弾された。それが一夫一婦制を是とするキリスト教的結婚観と相容れないということもあったが、それと同時に、一夫多妻制が夫の「怠惰」を許容する制度とみなされていたことも理由の一つであった。先述の通り、当時のアフリカ人社会では現地に特有の性別役割分担に基づき女性が食料生産を担当していた。しかし、女性が農作業に従事する姿を見た宣教師たちは、夫が安楽な生活を送るために妻たちに労働負担の高い農作業を押しつけているのだと理解した。かくして、一夫多妻制は妻の労働を通じて「怠惰」な夫を養う仕組みだと決めつけられ、

13 人の移動が盛んなアフリカ人社会は本来動態的なものであるが、ナタールの統治制度はそうしたアフリカ人社会の流動性を遮断し、固定的な「部族」を創造しようとした。このように、「部族」なる集団が植民地支配のもとで恣意的に構築されたということを強調するために、ここでは部族という言葉に括弧を付した。

14 上と同様、「チーフ」もまた植民地支配下で創造された地位という性格が強く、それを示すためにこの言葉にも括弧を付した。

強い批判の対象となったのであった¹⁵。

以上を踏まえたうえで、19世紀後半においてAPSがアフリカ人社会の結婚制度をどのように認識していたのかを考察していきたい。概して、宣教師たちが展開したアフリカ人社会の結婚制度に対する批判の言説はAPSも共有していた。APSはかねてから婚資を通じて女性を娶るアフリカ人の慣習を「女性奴隷制 (women slavery)」という言葉で形容し、非難していた¹⁶。本節の冒頭で言及した植民地大臣宛の書簡でも、アフリカ人の「野蛮に対して強く抗議する」したうえで、女性を「所有物」とみなすアフリカ人の慣習とそれを許容しているナタール政府に批判の矛先を向け、「人類共通の感情を害するような〔女性の〕扱いを法的に許容すべきではない」と主張している¹⁷。

さらに、APSは、自らの主張に説得力を加えるために、書簡において当代きっての著名人の名前を挙げている。クリミア戦争における看護活動で知られ、その後も看護師教育と陸軍の衛生改革で顕著な功績を挙げたフローレンス・ナイティンゲールである。植民地大臣宛ての書簡で、APSはナイティンゲールが1879年11月に同協会に宛てて送付した手紙¹⁸を引用している。この手紙のなかで、ナイティンゲールは「ナタールにおけるカファール女性 (Kaffir women) [筆者補注 (以下同じ) —ここでのKaffirは南部アフリカに住むバンツー系アフリカ人全般を指すと考えられる] の隷属状態は言語に絶する」として、イギリス植民地がそうした状態を許容していることを「呪わしいことだ」と批判した。そのうえで、「女性の売買〔婚資を通じて女を妻として娶ること〕」が法律によって禁止されれば、遵法精神に富むナタールのアフリカ人たちの間ではそうした慣習がやがて廃れていくはずだと期待し、現在の植民地統治体

15 Welsh, *The Roots of Segregation*, chs. 3, 5: McClendon, *White Chief, Black Lords*, p. 87.

16 Swaisland, 'The Aborigines Protection Society', pp. 70-71.

17 TNA, CO48/498, APS to Colonial Secretary, 6 Mar 1880.

18 Weston Library, Oxford University [WL], ASP/s18/C. 143/231, Florence Nightingale to F. W. Chesson, 29 Nov 1879.

制の見直しを提言したのである¹⁹。このように、APSはナイティンゲールの権威も借りつつ「人道主義」の観点からアフリカ人の結婚制度に対して批判を加え、そこから「カファア女性」を救済する必要性を説いたのであった。

なぜ当時の「人道主義者」たちはアフリカ人の結婚制度を批判したのか。まず指摘すべきは、19世紀に特有の「人道主義」の言説である。当時の「人道主義」にあっては、非ヨーロッパ世界に西洋文明とキリスト教を普及させることでそこに居住する非白人の福利が高まるという言説が支配的であった。それは、非西洋の制度、慣習、価値観を西洋のそれで置き換えることを主張する「文明化の使命」という観念と大部において重なり合うものだった²⁰。では、ここでの「文明」とはなにかといえ、それは端的に言ってヴィクトリア時代イギリスの社会制度や文化規範を意味していた²¹。このうち、本稿の主題ととくに関係があるのはジェンダー規範である。19世紀のイギリスでは、福音主義の影響もあり、男は家の外の公的領域で活動し労働を通じて家計を支える一方で、女は家の中の私的領域を担当し「家庭の天使」として男と家族に奉仕するという性別役割分業の理念が広く浸透していた²²。この考え方に照らすと、イギリス人の目には、アフリカ人社会は適切なジェンダー関係が欠如した「非文明社会」と映った。まず、一夫多妻制のもとで夫が複数の妻を持ち、彼女たちに家の外で農作

19 こうしたナイティンゲールの主張は、いわゆる帝国フェミニズムの言説に近い。近代イギリスの白人フェミニストたちは、女性の権利拡大を主張する際に、しばしば非西洋世界における女性の待遇に言及した。彼女たちは、女性がいかに扱われているかが文明の一つの指標であるとして、女性が「隷属状態」にある「野蛮」な非西洋世界とイギリスを対比して、イギリスが「文明社会」を自任するならば女性にしかるべき待遇を与えるべきだと主張した。また、「隷属状態」にある非白人女性を救済することを自らの責務と考え、そのような活動を通じてイギリス帝国が掲げる「文明化の使命」に貢献することで、能動的で責任感に富む「市民」としての地位を認めてもらおうとした。このように、フェミニズムは、帝国主義、「人道主義」と密接な関係を有していた。ここで登場するナイティンゲールがフェミニストであったとはいえないが、少なくとも「隷属状態にある女性」という帝国フェミニズム特有の言説は彼女の世界観にも影響を与えていたようである。フェミニズムと帝国については、次の文献を参照。Antoinette Burton, *Burdens of History: British Feminists, Indian Women, and Imperial Culture, 1865-1915* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1994); Clare Midgley, *Feminism and Empire: Women Activists in Imperial Britain, 1790-1865* (Oxford: Routledge, 2007)。

20 Lorimer, *Science, Race Relations and Resistance*, pp. 181-184.

21 前川一郎『イギリス帝国と南アフリカ-南アフリカ連邦の形成 1899～1912』ミネルヴァ書房、2006年、162-165頁。

22 山口みどり「ヴィクトリア期の家族観と女性-男女の領域分離論をめぐる」、河村貞枝、今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店、2006年、36-39頁。

業をさせるのはヴィクトリア期イギリスのジェンダー規範にはそぐわないとされた。さらに、先述の通り、アフリカ人の男たちは妻に農作業を押しつける傍らで自らは労働をしない「怠惰」な存在とみなされていたが、勤勉な労働によって自立を獲得する自助の観念が人々の意識を強く律していた19世紀のイギリスにおいて、怠惰は悪徳とされた²³。とりわけ、主要な稼得者として家計を支えるべき男が怠惰であることは受け容れがたく、そうした状態を許容する結婚制度が存在するアフリカ人社会は、「文明」とは程遠い位置にあるものと考えられたのである。

アフリカの現状を否定的に描く一方で、APSはそれを改革することが可能であるとも考えていた。ふたたびナイティンゲールの書簡を引用しつつ、APSは次のように主張する。「女性の売買」を認める慣習法を廃止し、適切な教育を施すことで、「これらの墮落した女性売買人たち〔アフリカ人〕は、その潜在能力を開花させることができる―すなわち、第一級の労働者、世界でもっとも優れた農民になることができる」²⁴。換言すると、「文明」の規範に合致した「適切」なジェンダー関係を学び、一定の教育を受けることで、アフリカ人は勤勉で優れた労働者になれる可能性を秘めている。それを実現するために、イギリスは「野蛮な」結婚制度を許容する植民地統治体制を改め、アフリカ人たちに「文明」を教授する責務を果たしていかななくてはならない。アフリカ人を「文明」の高みに引き上げるために、APSはイギリスの保護と教導の必要性を説いたのであった。

このように、イギリス社会との対比でアフリカ人社会を認識することで、APSはアフリカを「文明」とは対極にある世界と考え、そこに「文明」の極致であるイギリスの社会・文化規範を普及させようとした。そのようにすることでアフリカ人の福利を高めることが、「人道主義」の主要な目的と考えられたのである。

(2) 20世紀初頭のAPSとアフリカ人の結婚制度

1880年代から20世紀初頭にかけて、南アの歴史は大きく転回する。その契機となったのが、金鉱脈の発見であった。1886年、ブール人の共和国であったトランスヴァールのヴィットヴァーテルスラント（通称ラント）で豊かな金鉱脈が発見されると、そこには人と資本が集まりやがて金鉱業が成立した。金鉱業を支配する鉱山主らにとつ

23 高田実「福祉と社会―チャールズ・ディケンズの世界」、井野瀬久美恵編『イギリス文化史』昭和堂、2010年、84-85頁；安保則夫『イギリス労働者の貧困と救済―救貧法と工場法』明石書店、2005年、234頁。

24 TNA, CO48/498, APS to Colonial Secretary, 6 Mar 1880.

で最重要の課題は、鉱山労働に従事する働き手を安価にかつ安定的に確保することであった。とくに1890年代半ば以降に深層鉱脈の開発が本格化すると、労働費用を圧縮することで利潤を確保する必要性が増大した。鉱山会社は先住民を労働者として使役することでこの問題を解決しようとし、アフリカ人出稼ぎ労働者の確保に力を注いだ。その後、世紀転換期にかけて、南アではイギリスとトランスヴァールの対立が高まり、南ア戦争が起こった。戦争は金鉱業に打撃を与え、鉱山会社は深刻な労働力不足に陥った。鉱山主らは、アフリカ人出稼ぎ労働者を徴募するための組織体制を強化すると同時に政府に対する働きかけも強め、鉱山の操業に必要な労働力を確保しようと努めた。

かかる状況下で、アフリカ人社会における結婚制度がにわかに注目を集め始めた。そのきっかけとなったのは、小屋税の増税をめぐる議論である。南ア戦争終結後の1902年9月、イギリス領となったトランスヴァールの植民地政府は小屋税増税についての布告を出した。新たな税制度のもとでは、一夫多妻制に基づき複数の妻をもつアフリカ人男性に対して、二人目の妻から一人ごとに年額2ポンドの小屋税が課されることになった。一夫多妻制のアフリカ人社会では一人の妻に対して一つの家屋(hut)が割り当てられており、そのような家屋に賦課する税金を小屋税(hut tax)と呼ぶ。小屋税を支払う責任は夫にあるが、妻の数が増えるとそれに比例して課税対象である小屋の数も増えるため、夫の税負担は重くなる。このように、小屋税はアフリカ人の結婚制度と密接に関わる税金でもあった。

植民地政府の小屋税増税政策は、活発な議論を喚起した。このうち、増税を支持する人々は自らの主張を正当化するために主に二つの論拠を提示した。一つは、課税の強化によってアフリカ人の「怠惰」を矯正することができるという理屈である。当時、南ア高等弁務官として小屋税増税の実現をはかっていたアルフレッド・ミルナーは次のように述べている。

黒人は白人よりもはるかに無為を好む気質が強い。……黒人は、自らが住む国の生産力向上に何一つ貢献することなく、全くの怠惰のうちに毎日を過ごすことになるだろう。……黒人が納税に必要な貨幣を稼ぐために労働せざるを得ない状況を創り出すことが、彼らにとって格段の苦役になるとは思わない²⁵。

25 H. R. F. Bourne, *Forced Labour in British South Africa: Notes on the Condition and Prospects of South African Natives under British Control* (London: P. S. King & Son, 1903), p. 10 より引用。

前節でも見た通り、アフリカ人男性が「怠惰」であるという認識は当時の白人社会内部で広く共有されていた。しかし、小屋税を増税すれば、納税に必要な貨幣を稼ぐためにアフリカ人男性は賃労働に従事せざるを得ない。それにより、「怠惰」な男は労働の尊厳を学ぶであろう。「黒人労働力に支えられた白人自治共同体」²⁶を南アに樹立することを目指していたミルナーは、「怠惰」の克服という言説を用いて増税を推し進めようとしたのであった。

小屋税増税を正当化するもう一つの論理は、それがアフリカ人社会の一夫多妻制を抑制するというものであった。キリスト教規範に基づき一夫一婦制を自明視していた当時のイギリス社会では、一夫多妻制は「野蛮」な異教の制度であるという認識はいまだに根強かった。そうしたなかで、アフリカ人に対する課税強化は一夫多妻制の廃止につながると期待された。というのも、小屋税が増税されれば、妻の数が増えるのに比例して課税額が上昇するため、十分な資産をもたず税を払えないアフリカ人男性は新たな妻を娶ることが困難になる。その結果、複数の女性を妻にするインセンティブが薄れ、やがて一夫多妻制は衰退に向かうと考えられたのである。当時、小屋税増税に積極的な姿勢をみせていた植民地大臣チェンバレンは、次のように述べている。「[小屋税増税は先住民たちが] 一夫多妻制を続けるのを抑制し、豚のような生活を送るのを止めさせるためである」²⁷。

ところで、この時期、ミルナーやチェンバレンと並んで小屋税増税をしきりに喧伝していた人々がいた。ラント金鉱山の鉱山主たちである。彼らはアフリカ人社会の女を「怠惰」な男の犠牲者として描写し、そうした状況を許容する一夫多妻制の悪しき側面を指摘した。

[アフリカ人の] 法と慣習は一夫多妻制を許容している。妻たちは、男たちに扶養を求める代わりに自らの労働で男たちを支えている。よって、より多くの妻をもつ原住民は、より大きな豊かさと自立を得られるのだ。……最近の好景気により男は多くの妻を持つことができ、結果として彼らは労働の必要から解放されている。しかし、その裏で、妻たちが絶えざる労働の重荷を背負い続けていることを忘れてはならない²⁸。

26 前川『イギリス帝国と南アフリカ』、96頁。

27 *Anti-Slavery Reporter* 23: 2 (1903), p. 38より引用。

28 Bourne, *Forced Labour*, p. 11より引用。

こうした状況はしかし、小屋税の増税によって改善しうる。増税により、税支払い能力を欠くアフリカ人の男は新たな妻を娶る意欲を弱め、一夫多妻制は衰退するだろう。また、納税のために賃労働を行うことで労働の尊厳と克己心を学んだ男はやがて「怠惰」を克服し、その結果、女は「労働の重荷」から解放されるだろう。「克己」と「解放」の言説を掲げつつ、鉦山主たちは小屋税増税を支持したのであった。

それにしても、なぜ金鉦山を支配する資本家たちはこのような主張を行ったのか。もちろん、彼らが倫理的な見地からアフリカ人社会における一夫多妻制に否定的な感情をもっており、その改善を強く望んでいたと考えることもできる。しかし、一見すると鉦山の経営とは何の関わりもないように思われるアフリカ人の結婚制度に、なぜ彼らが関心を示すのか。そこには何か隠された思惑があるのではないか。懐疑の声は、当初から囁かれていた。チェンバレン、ミルナー、鉦山主らの主張に反対して小屋税増税を批判した人々は、この政策の背景には労働力の確保という経済的動機があると考えていた。税金を貨幣で支払うためには、納税者であるアフリカ人の男は白人雇用主のもとで出稼ぎ労働に従事しなくてはならない。小屋税が増税されれば、それに比例してアフリカ人は出稼ぎ労働への依存を強めるので、鉦山会社を含む白人雇用主はそれだけアフリカ人労働力を確保しやすくなるだろう。鉦山主らの真の狙いは、アフリカ人の結婚制度の改革というよりも、むしろ課税の強化を通じて必要な労働力を鉦山に誘引することにある。これが、増税批判派の見立てであった²⁹。

以上のように、20世紀初頭のイギリスと南アでは、金鉦山への労働力供給という問題とも関連しつつ、アフリカ人の結婚制度をめぐる議論が行われていた。こうした歴史的文脈のなかで、APSはアフリカ人社会のジェンダー関係とそこでの結婚制度についてふたたび自らの考えを披瀝する機会を得ることとなった。

1903年4月、当時APSの書記を務めていたH・R・F・ボーンは、『ロンドン・デイリー・ニューズ』紙から取材を受けた。主題は、南アにおけるアフリカ人の結婚制度と女性の地位についてである。「カファール妻の地位：フォックス・ボーン氏へのインタビュー」と題した記事³⁰では、APSの実務を取り仕切るボーンがアフリカ人の結婚制度について持論を語っている。まず、アフリカ人の男が女を娶る際に牛などを支払う婚資について尋ねられたボーンは、それが「妻とその子供たちを保護するためのものである」と述べている。ボーンによると、夫が妻の父親に納める婚資は、ある種の「保証金」

29 拙稿「「人道主義」と南アフリカ戦争」、31-32頁。実際、小屋税が出稼ぎ労働を促進する装置として機能していたことは、最近の研究も明らかにしている通りである。例えば、モザンビークからラントへの移民労働を分析した次の研究を参照。網中『植民地支配と開発』、158-161頁。

30 'The Kaffir Wife's Status: Interview with Mr. Fox Bourne', *London Daily News* (2 Apr 1903), p. 3.

である。妻が社会通念に照らして合理的とは言えない理由で夫のもとを立ち去った場合、婚資は夫に返却される。他方で、夫が妻を十分にいたわらずそのことが理由で妻が夫のもとを立ち去った場合、婚資は夫に返却されない場合もある。この意味で、婚資は夫が妻に適切な配慮を示すことを保証するものであり、ボーンはこれを「ある種の女性財産法」と形容する。続いて、ボーンは、一夫多妻制をどう評価するかについて意見を求められた。応答として、彼は、アフリカ人の女性は「夫が他の女性を娶ることに反対しない」と指摘し、その理由として、妻の数が増えるとその分だけ女性が担当する仕事の一人あたりの労働負担が軽減されること、および、女性同士の社会的交流の機会が増えることをあげている。さらに、記者は、一夫多妻制が男の「怠惰」を許容しているという当時広く普及していた考え方に言及し、それについてのボーンの見解を尋ねた。この問いに対して、ボーンは、アフリカ人社会では男が家畜を世話して女が農作業を行うのが古くからの慣習であると述べて、アフリカ人の男が怠惰であるという考えには賛同していない。ここまで来ると、当時のAPS書記がアフリカ人の結婚制度をどうみていたのかは明らかである。端的に言って、ボーンはアフリカ人の結婚制度を擁護しているのである。

こうした主張はしかし、前節で検討した19世紀後半におけるAPSの見解とは真逆のものである。むしろAPS内部には多様な意見があり、必ずしもボーンの発言がAPSのそれを代表するものとは言えない。だが、ボーンはAPSの実務を担う書記であり、当時の協会の活動は彼の「イニシアティヴと人格に依るところが大きかった」³¹とされる以上、ボーンの見解を異端のそれとみることも適切ではなかろう。わずか20年の間にアフリカ人の結婚制度に対するAPSの姿勢が大きく変化したのはなぜか。次章では、ボーンに焦点をあてて、20世紀初頭における「人道主義」の特徴とそれを規定していたと考えられる諸要素について考察したい。

2 「人道主義」の歴史的文脈：H・R・F・ボーンを事例として

(1) ボーンの生い立ちと経歴

まず、本章が主たる検討対象とするボーンの生い立ちと経歴を一瞥しておきたい³²。H・R・F・ボーンは、ジャマイカの治安判事で奴隷制廃止論者でもあったスティー

31 'Mémorial: H. R. Fox Bourne', *Aborigines' Friend* (May 1909), p. 245.

32 以下のボーンの略歴は、H. C. Swaisland, 'Bourne, Henry Richard Fox', in *Oxford Dictionary of National Biography* [online version]; 'Mémorial: H. R. Fox Bourne', *Aborigines' Friend* (May 1909), pp. 245-254を参照した。

ヴン・ボーンとエリザベスの子として1837年に生まれた。1855年に陸軍省の事務官に採用されたが、役所勤めの傍らでさまざまな新聞や雑誌に寄稿するなどジャーナリストとしても精力的な活動を行った。1862年には、ウォリントンの製鉄工場主の娘エマと結婚している。1870年、ボーンは陸軍省を退職し、ジャーナリズムの世界で身を立てていくことを決意した。その後は、自由党急進主義の立場から主に労働者向けの新聞で政治改革や社会改良を訴える一方で、イングランドにおける新聞についての著書を刊行するなどした。

1888年に当時APSで書記を務めていたF・W・チェソンが亡くなると、ボーンはその後任に任命された。APS書記としてボーンは協会運営を取り仕切り、イギリス政府に請願書を送付したり、機関誌である*Aborigines' Friend*を編集したり、本の執筆や新聞、雑誌への寄稿を通じてAPSの理念を知らしめようと努めた。その後、1909年に死去するまで、ボーンはイギリスの帝国政策や非白人住民が置かれた状況などについて精力的に発言を続けた。ボーンの活動は必ずしも常にイギリス政府の方針に影響を与えたわけではなかったが、20世紀初頭の代表的な「人道主義」運動と言えるコンゴ改革運動、トランスヴァールへの中国人労働者導入反対運動、ポルトガル領アフリカ植民地の奴隷制反対運動などにおいて、彼はきわめて重要な役割を果たした。この意味で、ボーンは世紀転換期のイギリスにおける最も活動的な「人道主義者」の一人であったと言える。

（2）ボーンの思想とその歴史的文脈

それでは本題に入ろう。前章では、ボーンが南アのアフリカ人社会における結婚制度を肯定的に評価していたことを紹介した。では、彼がそのような発言を行ったのはなぜか。本節では、ボーンをより広い歴史的コンテクストに位置づけ、それを同時代の思潮との関係で解釈することを試みたい。とくに注目するのは、新しい「人道主義」の言説と新自由主義（New Liberalism）の思想である。

ボーンの世界観を理解するうえで重要だと思われるのは、新しい「人道主義」の言説が与えた影響である。世紀転換期のイギリスでは、新たな形態の「人道主義」が登場したとされる。前章で触れたとおり、それまでの「人道主義」は、非西洋に対する西洋の優越を所与の前提に、「優れた」後者の文化を「劣った」前者に教授することで非白人の福利が高められるとする考え方が強く、その意味で「文明化の使命論」と密接な関係にあった。だが、19世紀末になると、いわば「文化相対主義」の色彩をまとう新しい「人道主義」の言説が現れ始めたのである。

新しい「人道主義」の言説が登場してくるうえで重要な役割を果たしたとされるの

がメアリ・キングズリであった。キングズリは西アフリカを旅したレディ・トラベラーで、アフリカ人を「野蛮」とみなしてその文化や社会を見下す思考様式を批判した人物として知られる。彼女は、アフリカ人に対するアングロ＝サクソンの民族的優越性やイギリスによる帝国支配そのものを否定したりはしない。しかし、アフリカには西洋とは異なる独自の「個性」があるとして、それは尊重され保護されるべきものだと唱えた。例えば、彼女は、一夫多妻制がアフリカ人女性に社会的に意味ある立場を与え女性たちが相互に協力しながら労働を行うことを可能にする仕組みであるとして、これを擁護している。キングズリは、アフリカに異質な西洋文化を押しつけるのではなく、アフリカ人の社会と慣習を科学的に調査し、それに対する理解を深め、アフリカ人が自らのやり方で独自の発展を遂げる機会を保障すべであると主張した。それゆえ、彼女は先住民の意思に反して西洋文明やキリスト教の受容を強要することを批判した。彼女は1900年に死去したが、その思想は多くの人々に影響を与えた。のちに、キングズリを顕彰する目的でロンドンにアフリカ協会が設立されたが、それは王立アフリカ協会と名を改めて現在も存続している。キングズリはアフリカについての新しい見方を提示したわけだが、それは「人道主義」の思想にも大きなインパクトを与えた。いまやアフリカの人々が営む文化は固有の価値をもつものとされ、それゆえに保護の対象となった。西洋文明やキリスト教の普及は望ましいものではあるが、それは漸進的になされるべきものであり、現地の人々の意思に反して強要されるべきではない。あくまでも、アフリカ人たちが自らの慣習に基づき生活する状態を保護することが先住民の福利の増進につながる。こうした「文化相対主義」に立脚した「新しい人道主義」の思想が、世紀転換期のイギリスで徐々に浸透し始めたのである³³。

本節の主人公であるボーンは、キングズリの思想に共感していた一人であったと考えられる。実際、ボーンは西アフリカに関する自著のなかでキングズリの著作にたびたび言及してこれを賞賛したり³⁴、キングズリを顕彰する目的で結成されたアフリカ協会にも会員として名を連ねたりしており³⁵、明らかにキングズリを高く評価していた。また、長期的には西洋的価値観の普及を望ましいとしながらも、キングズリと同

33 P. B. Rich, *Race and Empire in British Politics* [2nd ed.] (Cambridge: Cambridge U. P., 1990), pp. 29-33; 井野瀬久美恵『植民地経験のゆくえーアリス・グリーンンのサロンと世紀転換期の大英帝国』人文書院、2004年、第3章、第4章。

34 H. R. F. Bourne, *Blacks and Whites in West Africa: An Account of the Past Treatment and Present Condition of West African Natives under European Influence or Control* (London: P. S. King & Son, 1901), pp. 55, 68, 70, 77, 80.

35 井野瀬『植民地経験のゆくえ』、197頁。

様、現地の人々の意向を汲むことなくそれらを強要することには反対していた³⁶。例えば、アフリカの家内奴隷について、それがゆくゆくは廃止されるべきだとしながらも、先住民が変化を受け容れる準備が整う前にそれを強制的に撤廃しようとする「拙速で軽率な試み」はむしろ悪影響を及ぼすだろうと警告している³⁷。こうした言動を見る限り、ボーンがキングズリの思想から影響を受けつつ、「新しい人道主義」を大部において受容していた可能性は高いと言えよう³⁸。

「新しい人道主義」の痕跡は、南アの植民地支配に対するボーンの見解にも見ることができる。例えば、彼は宣教師たちが布教活動を行うことを認めるが、その条件としてキリスト教や西洋文化をアフリカ人たちに強要しないことを求めた³⁹。また、アフリカ人の理想は自らの家に住み、土地を耕し家畜を殖やすことにあると述べ⁴⁰、農村部において伝統と慣習に則った生活を送ることが先住民の福利を高めることになるとも主張した。つまり、ボーンは「原住民が自らのやり方で自らの生活を営む権利」⁴¹を承認し保護することを「人道主義」の目的と考えていたと言え、そうであるならば、キングズリが一夫多妻制を擁護したように、彼もまたアフリカ人の結婚制度を肯定的に評価していたことも理解できる。

もし「人道主義」の目的が牧畜と農業に基礎を置く生活様式をアフリカ人が維持する権利を守ることにあるならば、そうした暮らしを脅かす要因を除去することは「人道主義」の責務である。ボーンにとって、アフリカ人のあるべき生活を阻害する重大な脅威のひとつは、「強制された労働」⁴²、とくに鉱山への出稼ぎ労働であった。ボー

36 H. R. F. Bourne, *The Claims of Uncivilised Races: A Paper Submitted to the International Congress on Colonial Sociology, held in Paris in August, 1900* (London: Aborigines Protection Society, 1900), p. 6.

37 H. R. F. Bourne, *Slavery and Its Substitutes in Africa: A Paper Submitted to the Anti-Slavery Conference, held in Paris in August, 1900* (London: Aborigines Protection Society, 1900), p. 5.

38 もっとも、キングズリとボーンには意見の相違もみられる。例えば、前者がアフリカの「個性」を重視するがゆえに、ミッションスクールなどで西洋教育を受けたアフリカ人がある種の「似非アフリカ人」として批判したのに対して、後者はそうした人々を擁護し、彼らが政治的・社会的に白人と同等の地位を得られるよう要請している（井野瀬『植民地経験のゆくえ』、167-168頁；Lorimer, *Science, Race Relations and Resistance*, p. 273.）。

39 Bourne, *Forced Labour*, p. 16.

40 *Ibid.*, p. 32.

41 H. R. F. Bourne, *Blacks and Whites in South Africa: An Account of the Past Treatment and Present Condition of South African Natives under British and Boer Control* (London: P. S. King & Son, 1900), p. 92.

42 Bourne, *Forced Labour*, *passim*.

ンは、アフリカ人が理想と考える生活様式と鉱山主がアフリカ人を安価な労働力として使役するための仕組みである出稼ぎ労働は本質的に相容れないものだと考えていた。先住民は自らが属する共同体で家族とともに土地を耕し家畜を育てて生活することを好むのであり、厳しい労働環境で知られる鉱山に働きに出ることを可能な限り避けようとする。これに対して、鉱山主たちは「欲深さと自己中心的な決めつけ」に基づきアフリカ人を「頑強な機械」とみなし、自らの意に従わない先住民たちに労働を強制しようとしている。鉱山での出稼ぎ労働に誘引するために、ラントの資本家たちは政治家たちに働きかけて、「怠惰な」先住民を働かせるための「法的、倫理的圧力」をかけようとしている。その代表的な事例が、前章で言及した小屋税増税という施策である。だが、それは、実際のところ、資本家たちが自らの利潤を増大させるための方策、すなわち安価な労働力をより確実に調達するための手段に過ぎない⁴³。アフリカ人が自発的に取り結んだ契約に基づくもの以外のあらゆる雇用関係は「本質的に奴隷制」⁴⁴だ。ボーンはそう主張するのである。

さらに、ボーンは次のように述べて、出稼ぎ労働がアフリカ人のジェンダー関係と経済活動に重大な影響を及ぼす可能性を指摘する。

もし鉱山資本家たちの言い分が認められて、ほとんどすべての働き盛りの男性が鉱山で労働することを強えられるようなことがあれば、妻たちは夫や父親が遠方で働いている陰で農業と牧畜に関わるあらゆる仕事を一手に引き受けなくてはならなくなる。その結果、彼女たちは奴隷の地位に貶められてしまうだろう⁴⁵。

前章で述べたように、鉱山主たちは、一夫多妻制が男を「怠惰」にし女に重労働を強いる仕組みだと強調した。これに対して、ボーンは、一夫多妻制ではなくむしろ出稼ぎ労働という仕組みこそがアフリカ人女性の労働負担を増大し彼女たちを「奴隷の地位に貶める」ものだと主張するのである。それゆえ、ボーンは、出稼ぎ労働の拡大を目論むラントの資本家たちを「人道主義」の主敵と定め、彼らの欲望からアフリカ人の生活を保護することをAPSの主要課題に設定したのであった。

それにしても、ボーンはなぜ鉱山資本家をここまで敵視するのだろうか。かくも強烈な彼の批判意識はいかにして形成されてきたのだろうか。この問いを検討するうえ

43 Ibid., p. 32.

44 Bourne, *Claims of Uncivilised Races*, p. 11.

45 Bourne, *Forced Labour*, p. 24.

で手がかりになると思われるのが、ボーンが生きた世紀転換期のイギリスで登場した新自由主義という思想である。

新自由主義は、従来の自由主義（古典的自由主義）に対する批判として提起された。古典的自由主義は個人を重視し、個人の自由に対する抑圧や介入を批判する一方で、自助という理念に端的に表現されるように、成功も失敗も個人の努力次第という自己責任を強調するものでもあった。古典的自由主義のもとでは、例えば貧困は個人の怠惰が原因とされ、それは勤勉な労働によって克服すべきとされた。しかし、19世紀末の「大不況」によってイギリス国内で貧困が拡大すると、その責任を個人の努力のみに帰す思想に疑問が呈されるようになる。その結果、貧困は個人の怠惰とともに社会や経済の構造的問題にも起因するものであり、それを克服するためには国家が社会や経済の問題により積極的に介入すべきであるとの主張が登場してくることになる。また、政府の圧政や他者の介入を受けないことに加えて、個人が自らの能力を発展する環境を確保することも自由の重要な構成要件と考えられるようになり、そうした機会を保障し社会正義を実現するためにも国家がより能動的な役割を果たすことが期待されるようになった。こうした主張が新自由主義という思想の骨格となっていくのであり、それは1906年に成立した自由党政権のもとで推進されたさまざまな社会政策として具体化されていくこととなった⁴⁶。

さらに、新自由主義からは、帝国主義に対する体系的批判も生まれた。海外投資の拡大とそれが生み出す巨大な利潤を保護することが帝国主義の要因だと主張したJ・A・ホブスン、新自由主義の主要な論客のひとりであった。また、同じく新自由主義者として著名なL・T・ホブハウスも、世紀転換期におけるイギリス帝国の膨張を批判し、その根底にある軍事主義的、専制的イデオロギーが本国での民主主義の進展を阻害していると論じた⁴⁷。

ここで話を本筋に戻すと、前節で見た通りボーンは思想的には自由党急進主義に近く、おそらく新自由主義からも強い影響を受けていたと思われる。とりわけ、ボーンとホブスンの思想的相互関係は興味深い。ボーンは南ア戦争中の1900年に『南アフリカにおける黒人と白人(*Blacks and Whites in South Africa*)』という本を出版している。

46 高田実「ゆりかごから墓場まで—イギリスの福祉社会1870～1942」、高田実、中野智世編『福祉』（近代ヨーロッパの探究15）ミネルヴァ書房、2012年、73-81頁；安保『イギリス労働者の貧困と救済』、第6章、第7章。

47 竹内幸雄『自由主義とイギリス帝国—スミスの時代からイラク戦争まで』ミネルヴァ書房、2011年、第8章；安保『イギリス労働者の貧困と救済』、199頁；Lorimer, *Science, Race Relations and Resistance*, pp. 37-38.

この本のなかで、彼は近年のアフリカ人に対する残虐な行いや抑圧は主として鉱山主たちの強欲が原因だと述べ、とくに課税を通じて先住民たちに鉱山での出稼ぎ労働を強要するやり方を強く批判している⁴⁸。実は、鉱山主らがアフリカ人を安価な労働力として調達しようとしていることへの批判は、ホブスンの著作にも見られる。よく知られているように、ホブソンは南ア戦争前夜に『マンチェスター・ガーディアン』紙の特派員として南アに派遣され、現地の状況をつぶさに観察した。その成果が1900年に刊行された『南アフリカでの戦争 (The War in South Africa)』である。この本の第4章には、次のような記述がある。「簡潔に述べると、この戦争は鉱山に安価で十分な労働力の供給を確保するという目的のために起こったと言えよう。この需要は喫緊のものであり、ますます増大しつつある」⁴⁹。労働問題に直面した鉱山主らは、表向きはアフリカ人の勤労意欲を喚起し自発的な労働を促すためとして小屋税などの増税を主張している。だが、それは先住民に「強制労働」を課したいという本心を覆い隠す偽りの論理に過ぎない⁵⁰。そうホブソンは断言するのである。ここにみられるように、南ア問題と鉱山主に対するボーンとホブスンの認識はきわめて似通っている⁵¹。

その後、ホブソンは、現在に至るまで帝国主義研究の古典として名高い『帝国主義論 (Imperialism: A Study)』を1902年に上梓した。その第二部「帝国主義の政治学」に含まれる「帝国主義と劣等人種」と題した章は興味深い⁵²。この章のなかで、ホブソンは、帝国支配下にある非白人たちを白人たちの経済的搾取に引き渡す「狂気の」帝国主義とそれらの人々の保護、教育、自己発展の促進に貢献する「健全な」帝国主義を弁別し、後者を遂行するための条件を論じている。「文明国」が「劣等人種」を管理し教育するうえで彼が重要だと考えるのは、現地住民の歴史や慣習を深く学ぶことである。ホブソンによると、これまで「劣等人種」と関わってきた貿易業者、軍人、旅行家、宣教師たちは、偏見を有していたり「科学的精神もしくは科学的訓練」に欠けたりしていたために、「人間生活の真面目な私心なき研究」を為してこなかった。しかし、最近では現地社会をつぶさに観察し先住民たちの要望を真剣に理解しようと

48 Bourne, *Blacks and Whites in South Africa*, pp. 84-87.

49 J. A. Hobson, *The War in South Africa: Its Causes and Effects* (London: James Nisbet & Co., 1900), p. 231.

50 *Ibid.*, p. 234.

51 もっとも、現在の歴史家の間では、南ア戦争開戦過程で鉱山資本家の欲望が中心的な役割を果たしたという説は、複合的な要因を過度に単純化した議論として批判されている（前川『イギリス帝国と南アフリカ』、第1章）。

52 この章の議論については、以下を参照。竹内『自由主義とイギリス帝国』、216-219、225頁。

する試みがなされてきているとし、その代表例としてメアリ・キングズリとAPSの調査を挙げてこれらを高く評価している⁵³。さらに、ホブスンは、筆を進めるなかでボーンの著作にも言及しその「論評の的確さ」を賞賛している⁵⁴。

『帝国主義論』が出版された翌年、ボーンは『英領南アフリカにおける強制労働 (Forced Labour in British South Africa)』という書籍を刊行した。この本のなかで、ボーンは従来の主張をより発展させるかたちで、鉱山主の願望を満たすためにアフリカ人が労働を強要されていると指摘し、そうした労働の強制を正当化する手段として小屋税の増税という政策が用いられていると論じた⁵⁵。また、そのような強制労働からアフリカ人を保護するためには、アフリカ人が従来の生活様式である牧畜と農耕に依拠した暮らしを営むことができる条件を整える必要があり、それを実現するために先住民の土地に対する権利を認めるべきだと主張した⁵⁶。ところで、これらの点は、ホブスンの『帝国主義論』でも詳細に論じられている。ホブスンは、先住民に労働を強制させる間接的な手段は課税であると述べて、南アにおいては小屋税や人头税といった「直接税の標榜する主要な目的は、歳入を調達することではなく、労働を強制することにある」と断じ、その最大の受益者として鉱山主を名指ししている⁵⁷。さらに、そうした労働の強制から先住民を保護し、彼らの生活および制度を保存することが「健全な文明化」の必要条件だと語り、帝国支配国がもたらす新しい形式は「彼らに押しつけられるのではなくて、従来の形式から発達するもの」であるべきだと述べている⁵⁸。ここにおいても、ボーンとホブスンの主張の類似性は際立っている。両者はともに、鉱山資本家を「狂気の」帝国主義の主犯と認定し、そこから先住民を保護する必要性を唱えた。このような共通点を踏まえれば、ボーンの世界観は新自由主義という世紀転換期イギリスに登場した思潮と強い共鳴関係にあり、その所産であると言ってもよいだろう。

以上の考察を踏まえて、ここで改めて前章で言及した『ロンドン・デイリー・ニューズ』紙の新聞記事に立ち戻ってみよう。ボーンが同紙のインタビューを受けたのは、

53 ホブスン（矢内原忠雄訳）『帝国主義論 下巻』岩波書店、1952年、160-161頁。もっとも、APSについては、その「卓越した仕事を軽んずるつもりは毛頭ない」としつつも、さらに広範で「独創的」な調査を遂行するよう求めている。

54 同上、176、177頁。

55 Bourne, *Forced Labour*, pp. 9-11.

56 *Ibid.*, pp. 14-15.

57 ホブスン『帝国主義論 下巻』、187-196頁。引用部分は、190頁。

58 同上、204-205頁。引用部分は、205頁。

上述の『英領南アフリカにおける強制労働』が刊行された翌月である。このことを確認したうえで、本節で検討した新自由主義の影響という点を踏まえつつ、ボーンがアフリカ人の結婚制度を擁護した事情を改めて考察してみると、そこには鉦山主らの主張を論駁するという目的もあったと言えるのではないだろうか。先述の通り、アフリカ人の結婚制度をめぐる当時の議論において、金鉦山の鉦山主たちは一夫多妻制を批判しそれを小屋税の増税という政策を通じて抑制すべきであるとの主張を行っていた。だが、ボーンは、そうした主張の背後に、納税に必要な貨幣を稼ぐためにアフリカ人を出稼ぎ労働に従事せざるを得ない状況を創出し、もって安価な労働力の調達を容易にするという鉦山主たちの欲望があると考えていた。もしそうであるならば、アフリカ人たちを鉦山での「強制労働」から保護するためには、「人道主義」の主敵であり「狂気の」帝国主義の主犯である鉦山主たちが用いる言説の根拠を突き崩さなくてはならない。そのためには、鉦山主らが攻撃するアフリカ人の結婚制度を擁護し、それがアフリカ人社会を支える基礎的な仕組みであり、また、アフリカ人女性にとっても有用な制度であることを示す必要があった。それが、『ロンドン・デイリー・ニューズ』によるインタビューでのボーンの発言につながったと考えることもできるのではないだろうか。

本節ではボーンに焦点を当てて彼の世界観を同時代の思想潮流との関係で把握しようと試みてきた。アフリカ人の結婚制度を悪弊とみなしその改革を求める1880年代の「人道主義」に対して、20世紀初頭の「人道主義者」ボーンはアフリカ人の結婚制度を擁護した。その背景には、非西洋の文化規範や社会制度に固有の価値を認めその保護を主張する「新しい人道主義」の言説と、出稼ぎ労働という形態を通じてアフリカ人の労働力を搾取しようとする鉦山資本家を批判する新自由主義の影響があったと言えよう。以上の点を確認したうえで、最後に指摘しておきたいのはボーンのイギリス帝国への姿勢である。確かにボーンは、ホブスンが言うところの「狂気の」帝国主義には批判的であった。しかし、だからといって、彼がイギリス帝国の解体を求めたわけではない。アフリカ人の統治において白人は多くの過ちを犯してきたと認める一方で、ボーンはイギリスの帝国支配がアフリカにもたらした成果と意義も強調している。

かつて原住民たちは互いに殺し合い多くの人命が失われてきたが、そのような部族間の抗争は「イギリス支配下で」終止符が打たれた。……「文明」「イギリスのこと」の出現は彼ら「アフリカ人たち」に多くの不利益を与えたが、それはまた多くの恩恵をもたらした。……「イギリスの責務は、」そのような恩恵をさら

に広め、いっそう強化していくことにある⁵⁹。

このように、ボーンが批判したのはあくまでも帝国支配の特定の手法であり、帝国という存在そのものではなかった。ここに、ボーンの「人道主義」の歴史的特質を読み取ることができるだろう。

むすび

本稿では、南アのアフリカ人社会における結婚制度という問題を素材として、それにAPSがいかなる姿勢を示したのかを分析することを通じて、19世紀後半から20世紀初頭のイギリスにおける「人道主義」の一側面を明らかにしようとしてきた。1880年にAPSが植民地大臣に宛てた書簡では、アフリカ人の結婚制度が厳しく批判されその刷新が求められた。その背景には、ジェンダー規範の観点からヴィクトリア期イギリスを「文明社会」、同時期のアフリカ人社会を「野蛮社会」と措定したうえで、前者の社会制度と文化規範を後者に普及させることがアフリカ人の福利の増進につながるとする当時の「人道主義」の思考様式があった。しかし、その約20年後、1903年に新聞のインタビューに応じたAPS書記のボーンは、先達の「人道主義者」とは対照的にアフリカ人の結婚制度を擁護した。ボーンがそのような発言を行った要因としては、彼が「文化相対主義」を基調とする「新しい人道主義」の言説を受け容れていたこと、および、同じ時期に台頭しつつあった新自由主義の思想から影響を受けていたことが指摘されよう。このように、「人道主義」の言説は、同時代のさまざまな思想潮流との相互関係のなかで形成されたのであった。

本稿が対象とした1880年代から20世紀初頭の時期において、APSが掲げる「人道主義」には変化が見られた。1880年代のAPSは、アフリカ人社会を「野蛮」とみなしそこに西洋文明とキリスト教を伝えることを支持した。しかし、20世紀初頭のAPSは、アフリカ人の社会と文化には固有の価値があると考え、それを保護することを唱えた。この二つの主張を比較すれば、両者の間には明らかな思想的断絶が認められる。だがその一方で、両者の間の連続性も指摘しておくべきだろう。それは、イギリス帝国に対する姿勢である。1880年代のAPSは露骨な「文明化の使命論」を唱えるなど、明らかに帝国支配国としてのイギリスを肯定的に捉えていた。一方、20世紀初頭のAPSも、鉱山資本家らによるアフリカ人の搾取は厳しく批判しつつも、

59 Bourne, *Blacks and Whites in South Africa*, p. 91.

イギリス帝国がアフリカに恩恵と秩序をもたらす存在であるとの考えは固持していた。過度の抑圧や搾取からアフリカ人を保護しその福利の向上をもたらすことができるのは、イギリスをおいて他にはない。本稿が扱う時代を通じて、この認識がAPSの「人道主義者」の間で変わることはなかった。そうである以上、この時期のAPSの「人道主義」を帝国支配に対するアンチ・テーゼとみなすことは適切ではないだろう。

最後に、今後の課題を述べておきたい。第一に、本稿は、19世紀後半から20世紀初頭にかけての「人道主義」を同時代のさまざまな思想との関連で理解しようと努めてきたが、この点についてはまだ検討すべき課題は多い。その一つとしては、例えばジョン・ラスキンの影響がある。周知のように、ラスキンの思想は、世紀転換期のイギリスにおいて、理想社会の建設とそれを道徳的な力によって実現しようとする多くの知識人たちに広範な影響を及ぼしていた⁶⁰。そのひとりがホブスンであり、ホブスンの思想形成にラスキンが果たした役割はよく知られている⁶¹。ところで、南アにおける帝国主義の認識においてボーンとホブスンが思想的に強い共鳴関係にあったことは既に述べたが、もしそうであるならばボーンもまたラスキンから何らかの影響を受けたと言えるのだろうか。ラスキンは進歩と物質生活を批判したが、こうした主張はボーンの思想と共通するところがあるようにも思える。例えば、アフリカ人社会のあるべき姿を土地に依拠した共同体として理念化し、これを鉱山で賃労働に従事する生活と対比して肯定的に評価するというボーンの認識は、中世世界を範に進歩主義と物質主義を批判し、有機的で倫理的な社会を理想としたラスキンの思想と重なり合う部分があるようにも見える。この点についてはさらなる調査を行う価値があるだろう。

第二に、「人道主義」をアフリカ人の視点からも検証する必要がある。本稿で取り上げたAPSの「人道主義者」たちは、いずれもイギリスに在住する白人である。その意味で、本稿が明らかにしたのは、あくまでも白人イギリス人の立場から見たあるべきアフリカ人社会と先住民の福利についての考え方に過ぎない。しかし、白人イギリス人が考えるアフリカ人社会の理想像が、アフリカ人自身が考えるそれと一致する保証はない。むしろ、多くの点において、両者の間には懸隔があったと思われる。実際、「人道主義者」は、現実の問題に対する具体的、建設的解決策を示すことなしに、自らの理想を語ることも多かった。例えば、ボーンは出稼ぎ労働を批判する一方でア

60 高田実「ニュー・リベラリズムにおける「社会的なるもの」」、小野塚知二編『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社、2009年、96-98頁。

61 光永雅明「社会思想のあゆみ」、木畑洋一、秋田茂編『近代イギリスの歴史—16世紀から現代まで』ミネルヴァ書房、2011年、350頁。

フリカ人の結婚制度を擁護したが、この二つの立場は理論のうえではともかく現実には容易に両立しうるものではなかった。婚資を例にとると、南部アフリカでは1896年から98年にかけて牛疫（リンダーペスト）が流行し、婚資となる牛が激減した。その結果、牛の価値が高騰し、アフリカ人男性は婚資を獲得するためにますます出稼ぎ労働への依存を強めていった⁶²。かかる状況において、アフリカ人の結婚制度を擁護しつつ出稼ぎ労働を非難するのであれば、出稼ぎ労働に代わる婚資獲得手段を提案すべきであるが、ボーンはこの問題について何ら発言を残していない。現実よりも理論に依拠した白人「人道主義者」たちの主張を、当のアフリカ人たちはどう評価していたのだろうか。両者の見解を比較、検討することで、帝国支配との関係における「人道主義」の歴史的特質をより明確に理解することができるはずである。以上のような課題に取り組むことで、「人道主義」研究の射程をますます広げていくことが今後の課題である。

付記

本研究は、日本学術振興会科研費（課題番号15K16866）、および、2016年度南山大学パッヘ研究奨励金I-A-2の助成を受けた。

62 永原陽子「南部アフリカ植民地の戦争と災害ーリンダーペスト・旱魃・飢餓」、史学会編『災害・環境から戦争を読む』山川出版社、2015年、19-20頁。